

名称	下笠区自主防災組織規定	管理番号	BOU-K01-00
		作成	2019年1月1日
		改定	

(名称)

第1条 この会は、下笠区自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

(活動の拠点)

第2条 本組織の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は下笠薬師堂とする。
- (2) 災害時は養老町防災計画に記載してある避難所(東部中学校を主、笠郷小学校を従)とする。

(目的)

第3条 本組織は、区民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、避難、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材の整備等に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本組織の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第5条 本組織は、除内地区を除く下笠区内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本組織に次の役員(隊員)を置く。各自治会にも同様な役員を置く。

- (1) 隊長 1名
- (2) 副隊長 2名(自治会は1名)
- (3) 7専門班長 正副2名(自治会によっては正のみでも可)
- (4) 防災委員 若干名(自治会では無くても可)

2 役員は、隊長は区長が副隊長は副区長があたる。専門班長には各自治会長があたる。防災委員は、消防職員・団員OB・前任区長などをもってその職をあてるものとし、隊長が指名した者とする。

3 役員の任期は、区長・自治会長の任期とする。防災委員は特に定めない。

(役員 の 責務)

第7条 隊長は、本組織を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

- 2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故のあるときはその職務を行う。また、各専門班の指揮監督を行う。
- 3 専門班長は、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。
- 4 防災委員は、防災活動に専門的に携わる。

(会議)

第8条 防災会議は定期的に行われる自治会長会議で行う。特に必要がある場合は臨時に開催することができる。会議では次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関する事。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事。
- (3) 事業計画に関する事。
- (4) その他、特に必要となる事。

(防災計画)

第9条 本組織は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関する事。
 - (2) 防災知識の普及に関する事。
 - (3) 災害危険の把握に関する事。
 - (4) 防災訓練の実施に関する事。
 - (5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、救出・救護、避難、給食・給水、避難行動要支援者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関する事。
 - (6) その他必要な事項

(緊急連絡)

第10条 本組織は、緊急情報を住民に伝達するため、緊急連絡網を作成する。詳細は緊急連絡要領書による。

(個人情報 の 保護)

第11条 本組織は、個人情報保護方針を策定し、遵守する。

(経費)

第12条 本組織の運営に要する経費は、区の会計をもってこれに充てる。

付則

この規定は、2019年1月1日から施行する。